

令和 5 年

第 3 回 教 育 委 員 会 臨 時 会 会 議 録

令和 5 年 3 月 30 日

水 戸 市 教 育 委 員 会

## 令和5年第3回教育委員会臨時会

- 1 開催日時 令和5年3月30日(木) 午前10時00分 開会  
午前10時13分 閉会
- 2 開催場所 水戸市役所 3階 教育委員会室(オンライン開催)
- 3 出席者 教育長 志 田 晴 美  
委員 富 田 教 代(教育長職務代理者)  
委員 篠 崎 和 則  
委員 丸 山 陽 子
- 4 欠席者 なし
- 5 説明のため出席した職員の職, 氏名  
教育部長 三 宅 修  
総合教育研究所長 春 原 孝 政  
教育企画課長補佐 神 長 央  
中央図書館長 林 栄 一  
教育研究課長 野 澤 昌 永
- 6 傍聴人 なし
- 7 本日の日程
  - (1) 議 事  
議案第10号 令和5年度水戸市教育行政方針について【公開】  
議案第11号 水戸市教育委員会における個人情報の保護に関する規則【公開】  
議案第12号 水戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程【公開】  
議案第13号 水戸市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程【公開】  
議案第14号 水戸市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則【公開】

## 8 会議の概要

午前10時00分 開会

○志田教育長 ただいまから、令和5年第3回教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、議事に入ります。

議案第10号 令和5年度水戸市教育行政方針について、説明願います。

神長教育企画課長補佐。

○神長教育企画課長補佐 それでは、資料の1ページをお開き願います。

議案第10号 令和5年度水戸市教育行政方針について、別紙のとおり決定することをお諮りするものでございます。

教育行政方針の各施策につきましては、令和5年度一般会計当初予算等との整合を図るように内容を見直し、これまで、第3回教育委員会定例会と前回の第2回臨時会に協議案件として提出し、いただきました御意見等を踏まえ、令和5年度に取り組むべき施策としてまとめたものでございます。

これまでの協議を踏まえ、議案として提出しておりますが、前回から修正した点が1点ございますので、御説明いたします。

15ページをお開き願います。

基本目標10の1 歴史的資源の保全と活用の主な施策のうち、文化財の保護、保存、活用の主な内容につきまして、6番目の・についてですが、埋蔵文化財公開活用事業の推進等としておりましたが、埋蔵文化財の後に「発掘調査事業及び」という文言を追加するとともに、推進等の「等」を削除し、埋蔵文化財発掘調査事業及び公開活用事業の推進と修正いたしました。

なお、教育行政方針につきましては、議決いただきました後は、水戸市ホームページにおいて広く周知するとともに、学校長会等の機会を活用し、各学校の教職員等に対しても周知が図れるよう努めてまいります。

また、計画する事務事業を着実に達成できるよう、進行管理を的確に行ってまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第10号について採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第10号は可決しました。

次に、議案第11号 水戸市教育委員会における個人情報の保護に関する規則について、説明願います。

神長教育企画課長補佐。

○神長教育企画課長補佐 それでは、資料の17ページをお開き願います。

議案第11号 水戸市教育委員会における個人情報の保護に関する規則について、御説明いたします。

まず初めに、制定の趣旨でございますが、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の

取扱いについて同法の規定が自治体に適用されることに伴い、水戸市個人情報保護法施行条例が制定されたことから、同条例の施行について必要な事項を定めるため、水戸市教育委員会における個人情報の保護に関する規則を制定するものでございます。

主な制定内容でございますが、第2条において、個人情報保護管理者の設置について、第3条において、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知等について定めるものでございます。

なお、施行日につきましては、18ページの付則に記載のように、令和5年4月1日とするものでございます。

説明は、以上でございます。

**○志田教育長** それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

篠崎委員。

**○篠崎委員** こういったことは水戸市の情報公開条例に基づいていると思うのですが、その実質的な中身は特に変わらず、形式的なところで、法律に合わせて改正するというように理解してよろしいでしょうか。

**○志田教育長** 神長教育企画課長補佐。

**○神長教育企画課長補佐** 実質的なところは、これまでのところと大きく変わりはございません。法律の施行に伴いまして規定を整理するものでございます。

**○志田教育長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○志田教育長** ないようでございますので、議案第11号について採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○志田教育長** 御異議なしと認め、よって、議案第11号は可決しました。

次に、議案第12号 水戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について、説明願います。

神長教育企画課長補佐。

**○神長教育企画課長補佐** それでは、資料の19ページをお開き願います。

議案第12号 水戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について、御説明いたします。20ページに記載してございます新旧対照表により御説明いたします。

改正内容といたしましては、別表2の教育企画課の事項における職員証及び胸章の交付につきまして、「及び胸章」を削除し、「職員証の交付」とするものでございます。

改正の理由といたしましては、職員は勤務時間中は常に胸章を着用することとされておりますが、吊下式名札を使用している職員が多いことや、名札は他自治体の規則及び規程においても多く使用されている名称であることから、文言を整理するものでございます。

なお、施行日につきましては、19ページの付則に記載のとおり、令和5年4月1日とするものでございます。

説明は、以上でございます。

**○志田教育長** それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○志田教育長** ないようでございますので、議案第12号について採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第12号は可決しました。

次に、議案第13号 水戸市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について、説明願います。

神長教育企画課長補佐。

○神長教育企画課長補佐 議案第13号 水戸市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について、御説明いたします。

改正理由といたしましては、令和4年第11回教育委員会定例会におきまして、水戸市教育委員会電子決裁の試行運用のための文書の取扱いの特例に関する規程について議決をいただき、電子決裁について試行運用を開始したところでございますが、令和5年4月1日から電子決裁を本格導入するに当たりまして、水戸市教育委員会文書取扱規程を見直すものでございます。

主な改正内容といたしましては、「押印」を「承認」と文言を変更するなど、文書管理システムを使用して行う電子決裁に合わせて文言を見直すものでございます。

なお、施行日につきましては、付則にありますとおり、令和5年4月1日とするものでございます。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第13号について採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第13号は可決しました。

次に、議案第14号 水戸市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、説明願います。  
林中央図書館長。

○林中央図書館長 それでは、資料21ページをお開き願います。

議案第14号 水戸市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

改正理由でございますが、水戸市立図書館条例施行規則第9条において、図書館資料の複写に要する費用として、白黒で複写したB5判、A4判、B4判用紙は1枚10円、A3判用紙は1枚20円と定めているところでございます。

現在、茨城県の情報公開開示請求等の交付の費用について、A3判用紙以下の大きさの用紙については、1枚10円としており、水戸市の情報公開条例及び個人情報保護法に基づく開示請求並びに情報公開センターのコピー機も同様の扱いとすることから、A3判用紙について1枚10円とするものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日からとするものです。

参考として、裏面に新旧対照表を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第14号について採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第14号は可決しました。  
以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て終了いたしました。  
その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の臨時会を閉会いたします。  
御苦勞様でした。

午前10時13分 閉会

## 9 議決事項

議案第10号について原案可決  
議案第11号について原案可決  
議案第12号について原案可決  
議案第13号について原案可決  
議案第14号について原案可決